

[事案 2023-275] 契約無効等請求

・令和6年5月28日 裁定終了

<事案の概要>

保険会社の対応が不適切であったことを理由に、契約の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和2年1月に契約した利率変動型積立保険（契約①）と医療保険（契約②）、および令和3年10月に契約した介護保険（契約③）について、令和5年6月に保険会社がクレジットカード決済のシステムを変更したため、同年7月に、契約①②③の同年4月分および5月分の保険料が口座から引き落とされた。その後、同年8月に契約①②③を解約したが、以下等の理由により、契約を無効として既払込保険料を返還してほしい。また、保険会社の対応により精神的損害を被ったことから、慰謝料を支払ってほしい。

(1) 事前に連絡も承諾もなく、勝手に2か月分の保険料を引き落とすのは納得がいかない。クレジットカード会社に確認したところ、保険会社に対して締め日の変更を求める要請はしていないとのことであった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1) 当社は、クレジットカード会社からデータ連絡日の早期化の要請があったことを踏まえ、クレジット決済システムを変更し、令和5年5月分以降の保険料については、クレジットカード会社へのデータ連絡日を早めることとした。そのため、クレジットカード会社の締切日によっては、同時に2か月分の保険料が引き落とされる場合があり、この点については、当社はホームページで公表している。

(2) 当社は、申立人が同年7月に申出をしていたこと、および、事前に通知ができなかったことを踏まえて、同年5月分、6月分の保険料を返還した。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。なお、申立人が希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。